

## 第5回 国税庁保有行政記録情報の整備に関する有識者検討会

### 議事要旨

日 時：令和6年12月18日（水） 13:00～14:00

場 所：Web 開催

出席委員：別紙のとおり

事務局から、配付資料に基づき説明。その後、以下のとおり委員から意見があった。

- ・新規年分の提供時期については、5年分まとめた提供で問題ないが、一方で、提供時点と提供年分に少なくとも7年の開きがあることについては、対外的に説明をしておいた方がよい。
- ・事務局の匿名加工案に賛成である。匿名データは、利用者の立場を考え、よく工夫されている。特にトップコーディングされたデータの統計数量を提供することは画期的であり、非常に有用性が高いと考える。
- ・匿名データの利用に当たって、利用者に対し、提供される匿名データは納税者の申告データから作成されているという特性を事前に説明し、データクレンジングも利用者が必要に応じて行うよう伝えた方がよい。
- ・税務大学校との共同研究で利用されている個票データと匿名データのレイアウトを揃えた方が、有用性が高まるのではないかと考える。
- ・ガイドライン及び利用規約の制定に当たっては、各々の関係性を踏まえて、用語の連関について注意した上で作成した方がよい。
- ・不適切利用に対して所要の措置を要求できるよう、利用規約に、契約違反として指摘できるような表現を明確に記載することが重要である。

・申出からデータ提供まで要する時間や、成果物公表に当たっての審査手続等は利用者が懸念する事項であるため、事前相談の段階で詳細に説明することが必要である。

以 上